

県営建設工事入札契約苦情対応要領の一部改正に係る新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">県営建設工事入札契約苦情対応要領</p> <p style="text-align: right;">〔平成15年7月30日 総務第497号〕</p> <p>【沿革】平成16年3月29日付け総務第1300号一部改正、平成17年5月30日付け総務第215号一部改正、平成18年6月7日付け総務第232号一部改正、平成19年6月22日付け総務第316号一部改正、平成21年5月29日付け総務第212号一部改正、平成22年3月18日付け総務第1218号一部改正、平成23年6月29日付け総務第63号一部改正、平成31年3月28日付け総務第236号一部改正、令和3年3月31日付け出総第383号一部改正、令和4年3月17日付け出総第349号一部改正</p> <p>第1 1 [略] (対象工事等) 2 この要領による苦情対応の対象となる工事及び措置は次のとおりとする。なお、政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の対象工事に係る苦情対応については、「政府調達に関する苦情の処理手続(平成8年岩手県告示第215号)」によるものとする。 (1) 県営建設工事(設計額が250万円以下の随意契約に係る工事を除く。) (2) [略] 3～4 [略]</p> <p>第2 1 (1)～(5) [略] (6) 指名停止措置 措置基準による<u>指名停止、警告又は注意</u>(以下「警告等」という。)を受けた者で、当該措置に対して不服のある者は、知事に対し、当該措置を行った理由の説明を求めることができる。 2～7 [略]</p> <p>第3 再苦情申立て (再苦情申立て) 1 第2の4の回答書を受理した申立者であって、回答書による説明に不服がある者は、回答書を受理した日の翌日から起算して7日以内(休日を除く。)に知事に対して、再苦情申立てを行うことができる。 (岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会への諮問) 2 知事は、再苦情の申立てがあった場合は、苦情申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立て適格を欠くと認められる場合を除き、岩手県<u>県営建設工事入札契約適正化委員会条例(平成15年岩手県条例第36号)</u>に基づき設置される岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会(以下「委員会」という。)に諮問するものとする。 3～4 [略]</p> <p>第4 [略]</p> <p>附 則(平成15年7月30日付け総務第497号) この要領は、平成15年8月1日から施行する。 附 則(平成16年3月29日付け総務第1300号) 改正後の要領は、平成16年4月1日から施行する。 附 則(平成17年5月30日付け総務第215号) 改正後の要領は、平成17年6月1日から施行する。 附 則(平成18年6月7日付け総務第232号) 改正後の要領は、平成18年6月12日から施行する。 附 則(平成19年6月22日付け総務第316号)</p>	<p style="text-align: center;">県営建設工事入札契約苦情対応要領</p> <p style="text-align: right;">〔平成15年7月30日 総務第497号〕</p> <p>【沿革】平成16年3月29日付け総務第1300号一部改正、平成17年5月30日付け総務第215号一部改正、平成18年6月7日付け総務第232号一部改正、平成19年6月22日付け総務第316号一部改正、平成21年5月29日付け総務第212号一部改正、平成22年3月18日付け総務第1218号一部改正、平成23年6月29日付け総務第63号一部改正、平成31年3月28日付け総務第236号一部改正、令和3年3月31日付け出総第383号一部改正、令和4年3月17日付け出総第349号一部改正、<u>令和7年3月31日付け出総第280号一部改正</u></p> <p>第1 1 [略] (対象工事等) 2 この要領による苦情対応の対象となる工事及び措置は次のとおりとする。なお、政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の対象工事に係る苦情対応については、「政府調達に関する苦情の処理手続(平成8年岩手県告示第215号)」によるものとする。 (1) 県営建設工事(設計額が400万円以下の随意契約に係る工事を除く。) (2) [略] 3～4 [略]</p> <p>第2 1 (1)～(5) [略] (6) 指名停止措置 措置基準による<u>指名停止又は警告若しくは注意</u>(以下「警告等」という。)を受けた者で、当該措置に対して不服のある者は、知事に対し、当該措置を行った理由の説明を求めることができる。 2～7 [略]</p> <p>第3 再苦情申立て (再苦情申立て) 1 第2の4の回答書を受理した申立者であって、回答書による説明に不服がある者は、回答書を受理した日の翌日から起算して7日以内(休日を除く。)に知事に対して、再苦情申立てを行うことができる。 (岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会への諮問) 2 知事は、再苦情の申立てがあった場合は、苦情申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立て適格を欠くと認められる場合を除き、岩手県<u>附属機関条例(令和5年岩手県条例第4号)</u>に基づき設置される岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会(以下「委員会」という。)に諮問するものとする。 3～4 [略]</p> <p>第4 [略]</p> <p>附 則(平成15年7月30日付け総務第497号) この要領は、平成15年8月1日から施行する。 附 則(平成16年3月29日付け総務第1300号) 改正後の要領は、平成16年4月1日から施行する。 附 則(平成17年5月30日付け総務第215号) 改正後の要領は、平成17年6月1日から施行する。 附 則(平成18年6月7日付け総務第232号) 改正後の要領は、平成18年6月12日から施行する。 附 則(平成19年6月22日付け総務第316号)</p>

改 正 前		改 正 後	
<p>改正後の要領は、平成19年7月1日から施行する。 附 則（平成21年5月29日付け総務第212号） 改正後の要領は、平成21年6月1日から施行する。 附 則（平成22年3月18日付け総務第1218号） 改正後の要領は、平成22年4月1日から施行する。 附 則（平成23年6月29日付け総務第63号） 改正後の要領は、平成23年7月1日から施行する。 附 則（平成31年3月28日付け総務第236号） 改正後の要領は、平成31年4月1日から施行する。 附 則（令和3年3月31日付け出総第383号） 改正後の要領は、令和3年4月1日から施行する。 附 則（令和4年3月17日出総第349号）</p> <p>1 この要領は、令和4年4月1日から施行し、同日以後に提出する用紙について適用する。 2 改正後の要領の施行の際現に改正前の要領に基づいて作成した用紙がある場合においては、改正後の要領の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することを妨げない。</p>		<p>改正後の要領は、平成19年7月1日から施行する。 附 則（平成21年5月29日付け総務第212号） 改正後の要領は、平成21年6月1日から施行する。 附 則（平成22年3月18日付け総務第1218号） 改正後の要領は、平成22年4月1日から施行する。 附 則（平成23年6月29日付け総務第63号） 改正後の要領は、平成23年7月1日から施行する。 附 則（平成31年3月28日付け総務第236号） 改正後の要領は、平成31年4月1日から施行する。 附 則（令和3年3月31日付け出総第383号） 改正後の要領は、令和3年4月1日から施行する。 附 則（令和4年3月17日出総第349号） <u>附 則（令和7年3月31日付け出総第280号）</u> <u>改正後の要領は、令和7年4月1日から施行する。</u></p> <p>1 この要領は、令和7年4月1日から施行し、同日以後に提出する用紙について適用する。 2 改正後の要領の施行の際現に改正前の要領に基づいて作成した用紙がある場合においては、改正後の要領の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することを妨げない。</p>	
改正理由	<p>1 地方自治法施行令の一部改正による随意契約基準額の変更に伴う改正 2 岩手県附属機関条例の制定（令和5年3月28日）に伴う要領の改正 3 その他所要の整備</p>		